五七三　動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件　三〇　126　一三六
五七四　東京国際空港について指定した円錐表面及び外側水平表面に変更を加えた件　三〇　126　一三六

○観　光　庁
五　通訳案内士法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　一九　九

○気　象　庁
四　気象測器の型式証明が失効した件　二　五

○海上保安庁
二二・二三　航路標識に関する件　一一　五
二四・二五　〃　一九　九

○環　境　省
一〇　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　五　八
一一　水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件　一一　111　四七
一二　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　一一　111　四八
一三　知床国立公園の公園区域を変更する件　二七　八
一四　知床国立公園の公園計画を変更する件　二七　八
一五　知床国立公園の特別地域の区域を変更する件　二七　八
一六　富士箱根伊豆国立公園の公園計画を変更する件　二七　八

○防　衛　省
一一三　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件　三　五
一一四　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　五　八
一一五―一一八　海上における射撃訓練を実施する件　一七　七
一一九―一二一　海上における射撃訓練等を実施する件　一七　八
一二二―一二五　海上における射撃訓練を実施する件　二四　七
一二六―一二九　海上における射撃訓練等を実施する件　二四　八
一三〇―一三三　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二四　八
一三四・一三五　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二四　九
一三六　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件　二六　121　七五
一三七　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した告示の一部を改正する件　二六　121　七八
一三八　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件　二六　121　八〇
一三九　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定により、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件　二六　121　八〇

○東北地方整備局
三二　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　五　九
三三・三四　道路に関する件　六　108　六二
三五　〃　一三　九
三六―三八　〃　二〇　八
三九・四〇　〃　二七　九

○関東地方整備局
四五　利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　二　七
四六・四七　道路に関する件　六　108　六二
四八―五〇　〃　九　一〇
五一　〃　一〇　八
五二　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件　一一　七
五三　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件　一八　六
五四・五五　道路に関する件　一九　一〇
五六　都市計画に関する件　一九　一〇
五七―五九　道路に関する件　二四　九

○北陸地方整備局
八・九　道路に関する件　一九　一一

○中部地方整備局
二五・二六　道路に関する件　二〇　九
二七　〃　二四　一〇
二八―三〇　〃　二七　九

○近畿地方整備局
三七　道路に関する件　三　五
三八　〃　九　一〇
三九　〃　一三　九
四〇　〃　一八　六
四一　〃　一九　一一
四二・四三　〃　三〇　八

○中国地方整備局
三六・三七　道路に関する件　六　108　六二
三八―四〇　〃　九　一〇
四一　〃　一三　九
四二　〃　一九　一一
四三・四四　〃　二四　一〇

○四国地方整備局
一九―二一　道路に関する件　二　七
二二　〃　一〇　八

○九州地方整備局
二三・二四　道路に関する件　一三　九
二五　〃　二七　九